

# 自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

## 防火防災意識の高揚

平成25年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の66.8%を失火が占めており、また危険物に係る火災の半数以上が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び、二次災害の防止は、住民の日ごろの備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。

このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月の第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会をとらえて、啓発活動を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）を行い、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）を行い、特に功労が顕著な者について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

### 1. 全国火災予防運動等

#### (1) 全国火災予防運動

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を深く認識するとともに、防火・防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火・防災意識の高揚及び、火災予防対策の実践を呼びかけている。

#### ア 秋季全国火災予防運動

（平成25年11月9日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、消防庁では「消すまでは 心の警報 ONのまま」を平成25年度の全国統一防火標語に掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。また、消防庁では、昭和62年（1987年）から毎年11月9日を「119番の日」として設定し、各種行事を行っている。



秋季全国火災予防運動ポスター

## イ 春季全国火災予防運動

(平成26年3月1日～3月7日)

平成26年春季全国火災予防運動では、前年の秋季全国火災予防運動と同一の全国統一防火標語の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底」、「林野火災予防対策の推進」を重点目標として、秋季同様、様々な行事が実施された。

### (2) 文化財防火デー (1月26日)

昭和24年(1949年)1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年(1955年)以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出や消火、通報及び避難訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策に努められている。

### (3) 全国山火事予防運動

(平成26年3月1日～3月7日)

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的な

ものとするため、消防庁と林野庁の共同により、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。

平成26年の全国山火事予防運動では、「守りたい森の輝き 防火の心」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研究会の開催、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織と女性(婦人)防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

### (4) 車両火災予防運動

(平成26年3月1日～3月7日)

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。平成26年の車



春季全国火災予防運動ポスター



第60回文化財防火デー【島根県出雲市・出雲大社】  
(写真提供：文化庁)

両火災予防運動では、車両カバーにおける防災製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。

### (5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

## 2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の合計件数は近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、平成2年度（1990年度）以降、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、家庭や職場における危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。具体的には、各都道府県、関係団体等と協力して、推進標語の募集や推進ポスターの作成をはじめとする広報活動を行っているほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、団体及び事業所に対し表彰を行っている。

平成26年度の危険物安全週間（6月8日～14日）では「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」を推進標語として全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の保安に功績があった者を表彰した。また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消



平成26年度危険物安全週間推進ポスター

防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練などが行われた。

## 3. 防災知識の普及啓発

我が国は繰り返し地震や風水害等の災害に見舞われており、こうした災害は日本のどこでも発生する可能性がある。災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、地方公共団体が一体となって防災対策を推進するとともに、国民一人ひとりが、出火防止、初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識や技術を身に付け、日ごろから家庭での水・食料等の備蓄、家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心がけることが極めて重要である。また、防災のための講習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していくことが災害時の被害軽減につながる。

このため、政府は、大正12年（1923年）に関東大震災が発生した9月1日を「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までを「防災週間」、安政南海地震（安政元年（1854年））が発生した11月5日を「津波防災の日」、平成7年（1995年）に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「防災とボランティアの日」、毎年1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とそれぞれ定めて、国民の防災意識の高揚を図っている。とりわけ、「防災週間」

では政府や地方公共団体から地域の自主防災組織に至るまで大小様々な規模で防災訓練等を中心とした行事が行われ、また「防災とボランティア週間」では、全国各地で防災写真展や防災講習会、消火・救助等の防災訓練等の事業が実施されている。

消防庁においては、インターネット等の広報媒体を通じた防災知識の普及啓発を行うとともに、地方公共団体においては、各種啓発行事の実施、自主防災組織の育成などを通じて、住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。

また、消防庁では、地方公共団体において実施される一般向けの防災研修を支援することを目的として、講師となる地方公共団体職員向けの「防災研修カリキュラム・講師支援教材」を作成した（参照URL：[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2007/200717-1houdou\\_z.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2007/200717-1houdou_z.pdf)）。この中では、受講者の興味を引きやすく、理解を促すための基本的なカリキュラムについて例示するとともに、研修に活用することを想定した教材、資料作成に活用できる写真素材などを掲載している。

さらに消防庁では、小中学生や自主防災組織等、地域住民に対して消防・防災に関する知識、初期消火や応急救護、災害図上訓練など防災に関する実技を伝えるための指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成し地方公共団体等に配布するとともに、インターネット上に公開した（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>）。

教材には災害に関する映像・写真を豊富に収録しており、研修や防災啓発に幅広く利用していただくことを想定している。また、消防庁では、教材活用に当たってのポイントや、実際に教材を活用して防災教育を実施した事例を紹介する「チャレンジ！防災48活用事例集」（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/bousai48.pdf>）を作成し、活用の促進を図っている。

## 【 住民等の自主防災活動 】

### 1. コミュニティにおける自主防災活動

#### (1) コミュニティにおける自主防災活動の促進

防災体制の強化については、常備消防をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であること

は言うまでもないが、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

特に、大規模災害時には、道路、橋りょう等は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来すことが考えられる。また、広域的な応援態勢の確立にはさらに時間を要する場合も考えられる。このような状況下では、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた（第4-1図）。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成促進や活動活性化の取組が各地で行われているところである。全国における自主的な防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向が続いている（第4-2図）。

このような自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の確立、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

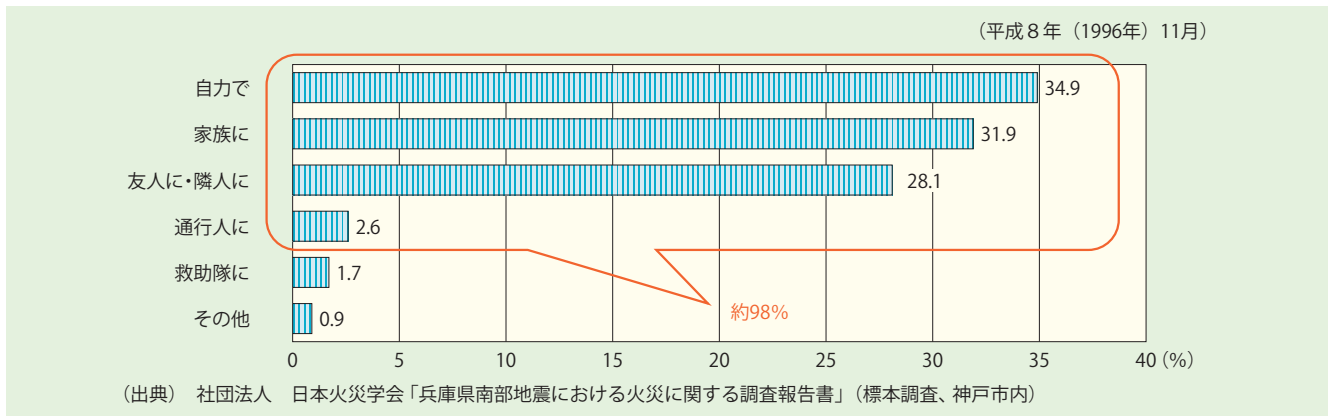
また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。さらに、防災関係機関をはじめ、消防団、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ、事業所、各種団体等、地域防災の担い手同士が相互に連携することが、防災力の向上につながる。

#### (2) 自主防災組織等

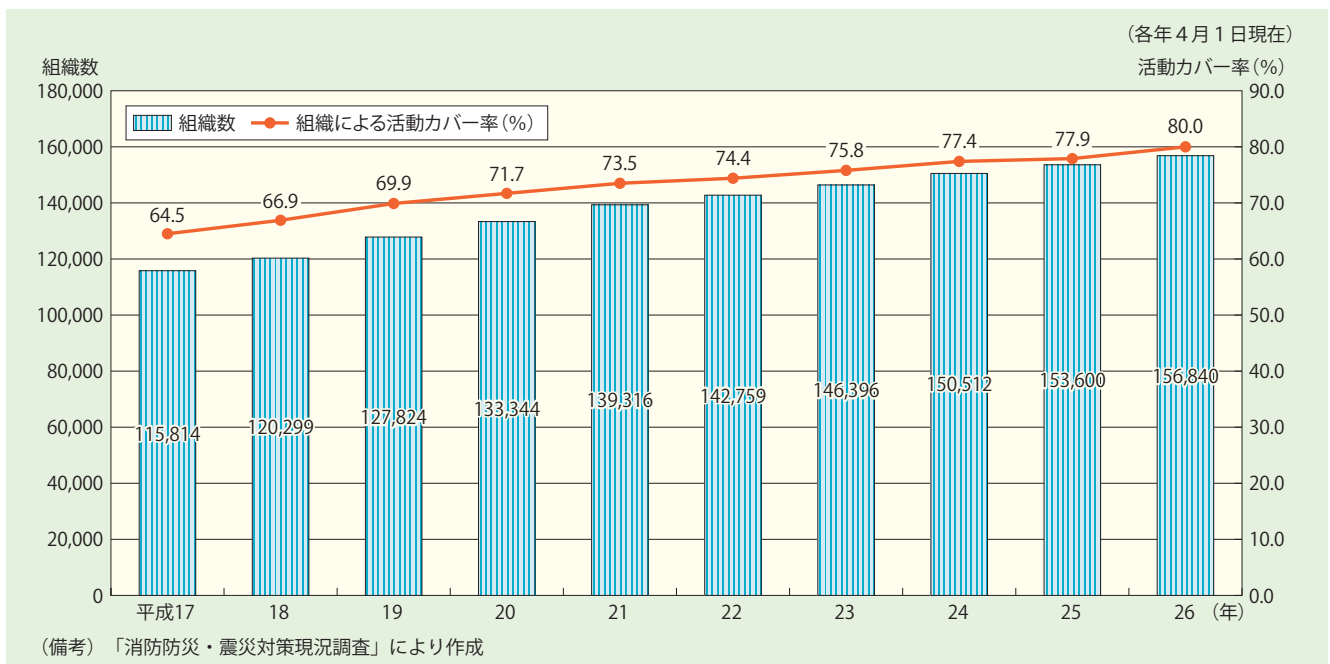
##### ア 地域の自主防災活動

自主防災組織は地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織で、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材

#### 第4-1図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



#### 第4-2図 自主防災組織の推移



等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。

平成26年4月1日現在では、全国1,742市区町村のうち1,657市区町村で15万6,840の自主防災組織が設置されており、組織による活動カバレッジ率は80.0%となっている(第4-2図、附属資料33)。これらの自主防災組織を育成するために、平成25年度は954市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助が行われており、また、294市区町村において、資機材等の現物支給が行われている。これらに要した経費は平成25年度で合計45億7,293万円となっている。

消防庁では、自主防災組織活動を進めるための指

針である「自主防災組織の手引」を平成23年3月に改訂したほか、平成25年3月には「東日本大震災における自主防災組織の活動事例集」を作成し、地方公共団体等へ配布している。引き続き、住民が参加しやすい工夫を凝らすことなどにより、地域の防災力を一層向上させていくことが必要である。

自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の協調・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要であり、自主防災組織が相互の活動内容を知り、連絡を取り合うための都道府県単位・市町村単位及び地区単位の連絡協議会の設置が非常に有効であることから、消防庁として設置の促進を支援している。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないか、細心の注意が払われているが、万一にも住民

の事故が起きてしまった場合には、防火防災訓練災害補償等共済制度が活用されることとなっている。

また、消防庁では、各地域で行われている、先進的な自主防災組織の事例等を活動事例集等にまとめ地方公共団体等に紹介している。

### イ 女性（婦人）防火クラブ

家庭での火災予防の知識の修得、地域全体の防火意識の高揚等を目的として組織されている女性（婦人）防火クラブは、平成26年4月1日現在、9,106団体、約138万人が活動している。災害時には、お互いに協力して活動できる体制を整え、安心安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等、地域の実情や特性に応じた防火活動を行っている。

また、女性（婦人）防火クラブの団体相互の交流、活動内容の情報交換、研修等を実施し、活動内容の充実強化につなげるため、平成26年10月現在43道府県において都道府県単位での連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が行われた。

### ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年少女が災害、防火・防災について学ぶ組織であり、平成26年5月1日現在のクラブ数は、4,558団体、約42万人となっている。その活動は、将来の地域防災の担い手を育成する基盤的な活動として期待されており、少年消防クラブの発足当初は、火災予防の普及徹底を目的とした学

習、研究発表、ポスター作成、校内点検、火災予防運動などの活動が主であったが、最近では消火訓練、避難訓練、救急訓練などの実践的な活動に向けた取組のほか、防災タウンウォッチングや防災マップづくりなど身近な防災の視点を取り入れた活動も多く行われている。

消防庁では、地方公共団体等とともに全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：消防庁長官）を設けて、優良なクラブや指導者に対する表彰を実施しており、平成25年度は、特に優良なクラブ19団体、優良なクラブ31団体、及び優良な指導者9人を表彰した。

少年消防クラブは、長い間15歳までの少年少女を中心として編成されていたが、青少年の防災教育を推進する観点から、消防庁では平成20年11月に、クラブの対象を高校生など18歳までに引き上げることなどについての検討を都道府県等に依頼した。これを受けて、高校で少年消防クラブが組織されるなど、高校生が新たに少年消防クラブ活動に参加する例が出てきている。

少年消防クラブの対象年齢引上げに関連して、平成21年度には、年齢を上げたクラブの活動内容や、少年消防クラブの活性化のための方策についての検討を行い、「少年消防クラブの充実方策に関する検討会」報告書を取りまとめた。この中では、少年消防クラブのモデル的な活動内容を示すことの有効性、指導者育成やクラブ相互の情報交流、積極的な広報の重要性などが指摘されている。この報告を受けて、消防庁などが参画する少年消防クラブ活性化推進会議では、実践的な活動を取り入れるなど積極的な取組をしようとするクラブを全国から募集



住宅用火災警報器の設置促進のため、高齢者宅を訪問うるま市女性防火クラブ(沖縄県うるま市消防本部提供)



少年消防クラブ交流会の様子

し、88のクラブを「モデル少年消防クラブ」として選定しているところであり、モデル少年消防クラブの具体的な活動事例を広く紹介することなどを通して、少年消防クラブ活動の一層の発展を図っている。

また、消防庁では、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を平成24年度から開催している。

## エ 幼年消防クラブ

児童・園児を中心とした幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけを行い、消防の仕事を理解してもらうことにより、火遊び等による火災発生の減少を図るためのものであり、近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児など）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成26年5月1日現在の組織数は、1万3,693団体、約116万人となっている。

## 2. 事業所の自主防災体制

事業所では、自らの施設における災害を予防するための自主防災体制がとられている。特に、平成21年6月に施行された改正消防法では、一定の大規模・高層の建築物について自衛消防組織の設置等



幼年消防クラブの活動の様子  
(宮城県登米市提供)

が義務付けられたところである。また、一定数量以上の危険物等を取り扱う事業所は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災組織を設置することが義務付けられている。平成26年4月1日現在、全国の事業所において設置されている自衛消防組織等の防災組織は103万1,336組織となっている（自衛消防組織についてはP. 60参照）。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものであるが、地震などの大規模災害が発生した際に、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られれば、地域防災力の充実強化に大きな効果をもたらすものと考えられる。

阪神・淡路大震災では、事業所の自衛消防隊員が地域の消火活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館が避難所として提供された。また、東日本大震災では、行政との協定に基づき、事業所が物資の提供を行った。

このように、事業所の協力が自然災害や大規模事故、テロ災害等への対応力の強化につながることを踏まえ、全国各地において、地方公共団体と事業所との間で災害時の救出救護や物資提供等に関する協定が締結されている。

また、多くの事業所の防災組織が、自主防災組織等の地域の組織と協定を結ぶなどして地域の防災活動に協力している。地域の組織と協力関係を定めている事業所の防災組織は、平成26年4月1日現在で6,387組織となっている。

## 3. 災害時のボランティア活動

被災地における様々なニーズに合わせた柔軟な対応を行う上で、ボランティア活動が非常に重要な役割を担っていることが、阪神・淡路大震災において改めて認識された。平成7年（1995年）12月に改正された災害対策基本法では、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として新たに位置付けられた。また、防災関係機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動や自主防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を促進するために、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日まで）が創設されている。

阪神・淡路大震災以降も、全国で地震や水害など

の大きな災害が発生しているが、こうした災害において近隣や全国から数多くのボランティアが集まり、被災した家屋の片付け、水害で流れ込んだ泥のかき出し、避難所での手伝い、被災者や子供の話し相手、生活再建支援、町おこし・村おこし等の復旧・復興に関する支援活動が展開されている。

東日本大震災においても、泥かきや物資の仕分け、子供の遊びや学習支援、高齢者への傾聴、外国語や手話の通訳、栄養指導、カウンセリング等、ボランティアによる幅広い支援活動が行われた。

また、大規模災害時等の混乱の中でもボランティア活動が円滑に行われるよう、平成11年度（1999年度）から、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的として、消防庁、都道府県、政令指定都市等で構成する「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」を年1回開催している。この協議会では、毎年、地方公共団体における災害ボランティアに関する取組事例等の紹介や有識者による講演等を通して、都道府県・政令指定都市の担当者間で災害ボランティアの活動環境の向上のための情報共有を行っている。

## 【 災害に強い安全なまちづくり 】

### 1. 防災基盤等の整備

#### （1）公共施設等の耐震化

消防庁では、地震等の大規模な災害が発生した場合においても、災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により、

- 〔1〕 避難所となる公共・公用施設（学校や体育館など）
- 〔2〕 災害対策の拠点となる公共・公用施設（都道府県、市町村の庁舎や消防署など）
- 〔3〕 不特定多数の住民が利用する公共施設（文化・スポーツ施設、道路橋りょう、交通安全施設など）
- 〔4〕 社会福祉事業の用に供する公共施設

の耐震化を推進している。

なお、平成25年度末時点における地方公共団体が所有又は管理している避難所や災害対策の拠点と

なる公共施設等は19万201棟あり、そのうち16万2,505棟（85.4%）の耐震性が確保されている（第4-3図、第4-1表）。

消防庁では、地方公共団体が公共施設の耐震化を進める上での参考となる資料として平成17年度に「防災拠点となる公共施設の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、すべての地方公共団体へ配付するとともに、消防庁ホームページ（参照URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/taishin/index-j.html>）において公表している。

さらに、初動対応の要となる都道府県・市町村庁舎等の耐震率の向上や家具転倒防止等自主防災の推進などに取り組んでいる。

#### （2）防災施設等の整備

災害に強い地域づくりを推進するためには、消防防災の対応力の向上に資する施設等の整備が必要であり、消防庁では、消防防災施設整備費補助金や防災基盤整備事業等により、防災施設等の整備を促進している。

東日本大震災では、市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等が見られたことから、消防庁では、非常用電源の整備、多様な手段による速やかな被害情報収集手段の確保を地方公共団体に要請した。

#### （3）震度情報ネットワークの整備

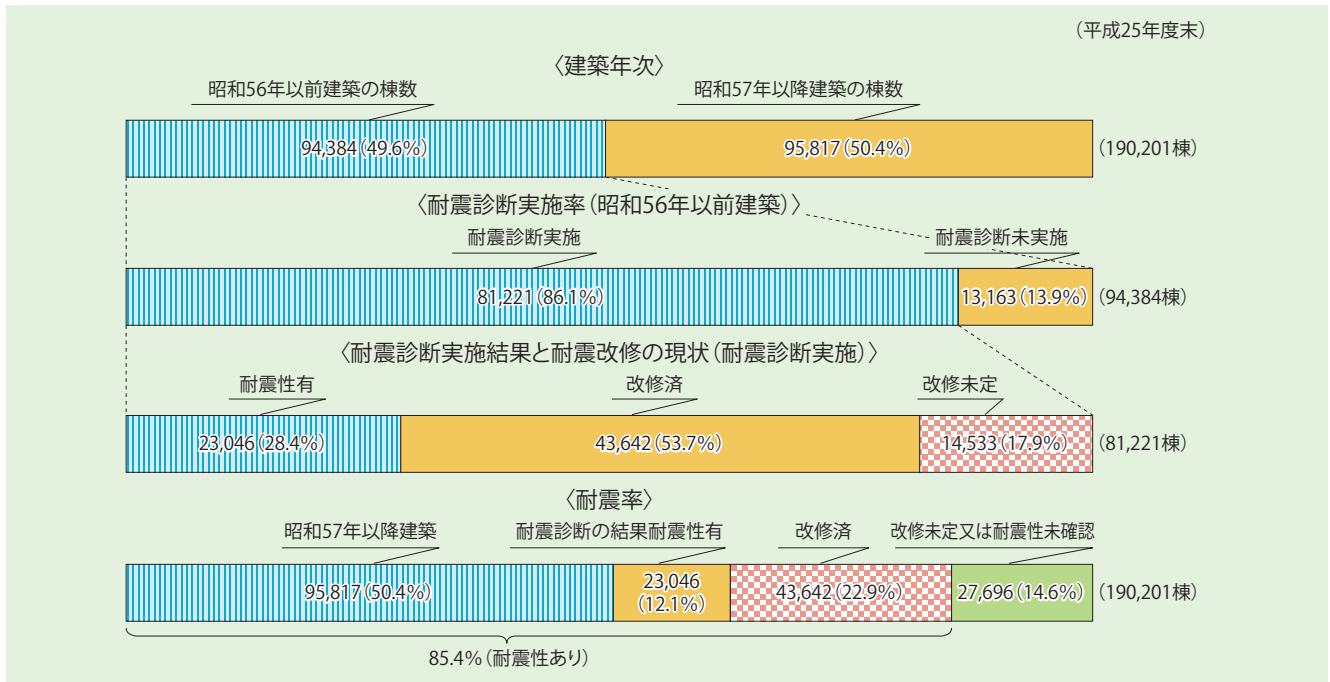
阪神・淡路大震災を契機に、迅速かつ適切な初動体制・広域応援体制の確立に資するため、平成7年度（1995年度）に「1市区町村1観測点」を原則とした震度情報ネットワークが整備された。平成20年度には、消防庁と気象庁が合同で「震度に関する検討会」を開催し、震度計の具体的な配置基準や設置環境等について検討を行い、地方公共団体に示すとともに、平成21年度には震度情報ネットワークの更新・整備について、補正予算により「防災情報通信設備整備事業交付金」を創設し、各都道府県に対し全額国費による財政的な支援を行った。

#### （4）防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難場所又は防災活動の拠点を確保することは非常に重要であり、想定される災害応急活動の内容等に応じた機能を複合的に有する「防災拠点」として整備して



第4-3図 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



いくことが必要である。

このため、平常時には防災に関する研修・訓練の場等となり、災害時には、防災活動のベースキャンプや住民の避難場所となる防災拠点の整備が必要で

ある。消防庁では、防災基盤整備事業等により地方公共団体における防災拠点の整備を促進している。

第4-1表 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別）

（平成25年度末）

	都道府県名	全棟数 A	S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	耐震診断実 施棟数 Y	改修の必 要がない 棟数※1 C	改修済棟数 D	未改修の 棟数※2	耐震診断未 実施棟数	耐震済の 棟数 B+C+D=E	耐震診断 実施率 Y/X	耐震率 E/A
1	北海道	10,240	5,475	4,765	3,279	819	1,348	1,112	1,486	7,642	68.8%	74.6%
2	青森県	2,486	1,345	1,141	910	328	466	116	231	2,139	79.8%	86.0%
3	岩手県	2,774	1,589	1,185	847	335	335	177	338	2,259	71.5%	81.4%
4	宮城県	2,935	1,678	1,257	1,169	399	672	98	88	2,749	93.0%	93.7%
5	秋田県	2,508	1,404	1,104	767	185	435	147	337	2,024	69.5%	80.7%
6	山形県	1,689	1,015	674	478	129	247	102	196	1,391	70.9%	82.4%
7	福島県	4,980	2,814	2,166	1,624	320	768	536	542	3,902	75.0%	78.4%
8	茨城県	4,814	2,393	2,421	2,114	512	974	628	307	3,879	87.3%	80.6%
9	栃木県	2,123	1,055	1,068	879	130	532	217	189	1,717	82.3%	80.9%
10	群馬県	3,057	1,627	1,430	1,216	369	568	279	214	2,564	85.0%	83.9%
11	埼玉県	6,833	2,868	3,965	3,671	551	2,742	378	294	6,161	92.6%	90.2%
12	千葉県	7,458	3,272	4,186	3,954	1,253	1,811	890	232	6,336	94.5%	85.0%
13	東京都	11,793	4,538	7,255	7,108	2,530	4,341	237	147	11,409	98.0%	96.7%
14	神奈川県	7,952	3,684	4,268	4,034	1,352	2,414	268	234	7,450	94.5%	93.7%
15	新潟県	5,142	2,791	2,351	1,917	396	1,164	357	434	4,351	81.5%	84.6%
16	富山県	2,637	1,496	1,141	1,000	230	449	321	141	2,175	87.6%	82.5%
17	石川県	2,726	1,405	1,321	1,180	214	727	239	141	2,346	89.3%	86.1%
18	福井県	2,366	1,216	1,150	1,040	287	489	264	110	1,992	90.4%	84.2%
19	山梨県	1,676	1,029	647	563	258	239	66	84	1,526	87.0%	91.1%
20	長野県	4,819	2,945	1,874	1,525	502	736	287	349	4,183	81.4%	86.8%
21	岐阜県	4,309	2,261	2,048	1,972	704	914	354	76	3,879	96.3%	90.0%
22	静岡県	5,683	3,005	2,678	2,637	736	1,639	262	41	5,380	98.5%	94.7%
23	愛知県	8,425	3,844	4,581	4,268	1,555	2,561	152	313	7,960	93.2%	94.5%
24	三重県	2,978	1,662	1,316	1,231	546	594	91	85	2,802	93.5%	94.1%
25	滋賀県	2,925	1,643	1,282	1,140	257	638	245	142	2,538	88.9%	86.8%
26	京都府	4,657	2,013	2,644	2,389	679	1,332	378	255	4,024	90.4%	86.4%
27	大阪府	10,941	3,981	6,960	6,667	1,608	3,896	1,163	293	9,485	95.8%	86.7%
28	兵庫県	7,969	3,800	4,169	3,682	830	2,303	549	487	6,933	88.3%	87.0%
29	奈良県	2,113	1,144	969	686	166	360	160	283	1,670	70.8%	79.0%
30	和歌山県	2,212	1,050	1,162	977	249	600	128	185	1,899	84.1%	85.8%
31	鳥取県	1,688	962	726	621	140	268	213	105	1,370	85.5%	81.2%
32	島根県	2,204	1,264	940	662	220	272	170	278	1,756	70.4%	79.7%
33	岡山県	3,598	1,902	1,696	1,371	248	660	463	325	2,810	80.8%	78.1%
34	広島県	5,740	2,857	2,883	2,009	368	716	925	874	3,941	69.7%	68.7%
35	山口県	2,234	1,189	1,045	787	213	313	261	258	1,715	75.3%	76.8%
36	徳島県	2,402	1,240	1,162	880	150	565	165	282	1,955	75.7%	81.4%
37	香川県	1,848	890	958	836	170	528	138	122	1,588	87.3%	85.9%
38	愛媛県	3,325	1,746	1,579	1,219	184	556	479	360	2,486	77.2%	74.8%
39	高知県	2,018	1,096	922	668	132	359	177	254	1,587	72.5%	78.6%
40	福岡県	4,876	2,803	2,073	1,706	726	730	250	367	4,259	82.3%	87.3%
41	佐賀県	1,566	863	703	591	193	284	114	112	1,340	84.1%	85.6%
42	長崎県	2,693	1,289	1,404	1,152	280	655	217	252	2,224	82.1%	82.6%
43	熊本県	3,168	1,668	1,500	1,212	503	531	178	288	2,702	80.8%	85.3%
44	大分県	2,053	1,259	794	580	127	322	131	214	1,708	73.0%	83.2%
45	宮崎県	1,734	872	862	685	345	230	110	177	1,447	79.5%	83.4%
46	鹿児島県	3,097	1,663	1,434	1,135	585	351	199	299	2,599	79.1%	83.9%
47	沖縄県	2,737	2,212	525	183	33	8	142	342	2,253	34.9%	82.3%
合計		190,201	95,817	94,384	81,221	23,046	43,642	14,533	13,163	162,505	86.1%	85.4%

※1 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

※2 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有しない」と診断されたが未改修の建築物